

運輸安全委員会は、令和8年2月19日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (16件) [  100KB ]
- 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (33件) [  145KB ]

上記事故のうち、神戸事務所と広島事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました  
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 貨物船A(499トン) 乗揚

霧により視界が制限された南流約7knの鳴門海峡において、A船は、南進中、船長が渦潮の状況を正確に確認できないまま、渦潮の影響で船首を右方に振られながら圧流され、浅瀬に乗り揚げ、船体に損傷を生じた

② 貨物船A(499トン) 乗揚

夜間、香川県直島北西方沖において、A船は、北東進中、一人で船橋当直についていた船長が、居眠りしたため、浅所に乗り揚げ、船体に損傷を生じた

## 海難防止への インフォメーション

# ① 貨物船A(499トン) 乗揚

(霧により視界が制限された鳴門海峡において、A船は、南進中、渦潮の影響で圧流され、浅瀬に乗り揚げた)

### 【事故概要】

霧により視界が制限された鳴門海峡において、貨物船A(499トン、5人乗組、線材等約1,247t積載)は、南進中、船長が渦潮の状況を正確に確認できないまま、渦潮の影響で船首を右方に振られながら圧流され、浅瀬に乗り揚げ、船体に損傷を生じた

### 《原因・背景等》

- ◎ **船長が、渦潮の状況を正確に確認できないまま通峡したため、渦潮の影響で船首を右方に振られながら圧流され、飛島北東方の浅瀬に乗り揚げた**
- **船長は、霧により視界が制限されていたことから、前路の渦潮の状況を正確に確認できなかった**
- **船長は、これまでに7kn以上の南流において、鳴門海峡を北北西方から南南東方に向けて安全に操船した経験があったことによる過信があった**
- **本事故当時、徳島県鳴門市に濃霧注意報が発表されていた**
- **船長は、鳴門海峡に向けて航行中、霧により視界が制限されていたが、前路に航行の支障となる他船をレーダー映像で認めなかったことから、同海峡を通過することにした**

### 《再発防止策》

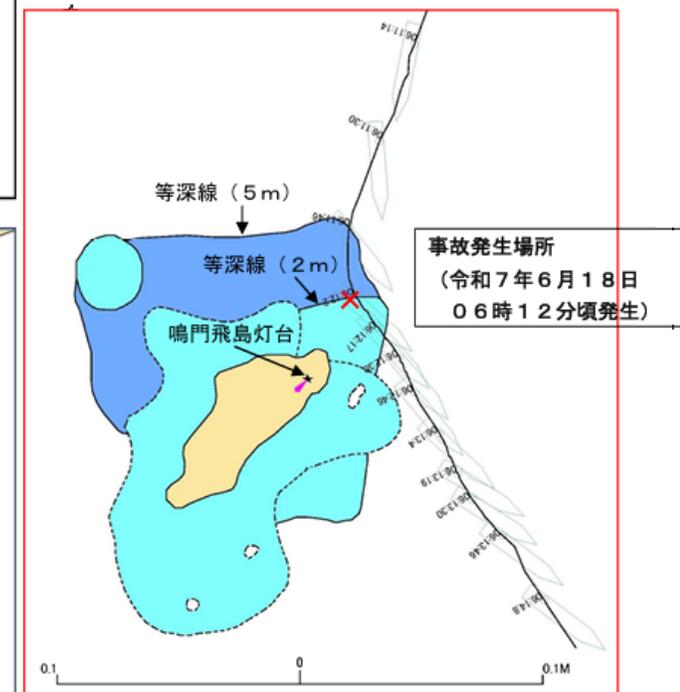
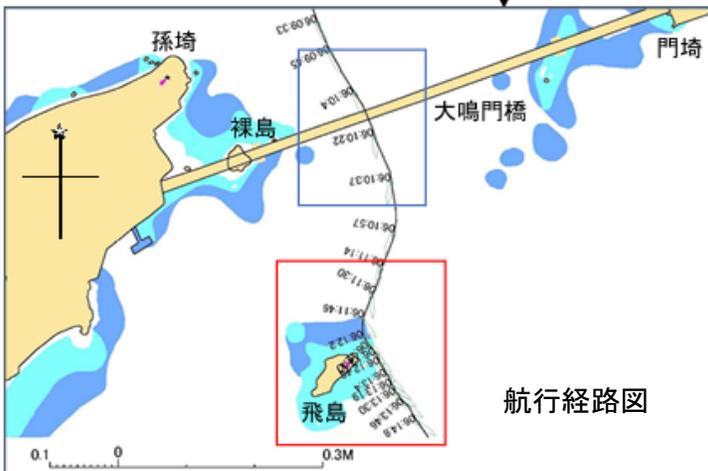
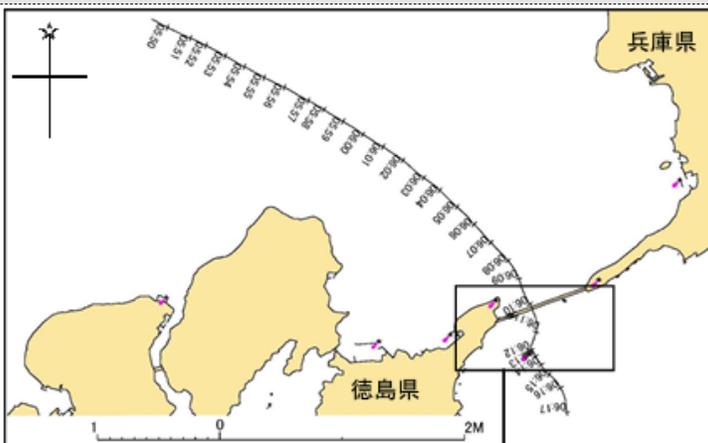
- ・ 鳴門海峡を通航予定の船舶の船長は、同海峡での操船経験が豊富であっても、あらかじめ、気象海象の状況や潮流の状況を調査し、視界制限時や強潮流時には通峡を避けること

【発生日時】 令和7年6月18日06時12分頃

【発生場所】 鳴門海峡(大鳴門橋南方沖)

【死傷者】 なし

【損傷等】 船尾部船底に破口、亀裂及び擦過傷



海難防止への  
インフォメーション

## ② 貨物船A(499トン) 乗揚

(夜間、直島北西方沖において、A船は、北東進中、船長が、居眠りしたため、浅所に乗り揚げた)

### 【事故概要】

夜間、直島北西方沖において、貨物船A(499トン、4人乗組、空船)は、北東進中、一人で船橋当直についていた船長が、居眠りしたため、浅所に乗り揚げ、船体に損傷を生じた

【発生日時】 令和7年1月7日17時51分頃

【発生場所】 香川県直島北西方沖

【死傷者】 軽傷2人(乗組員)

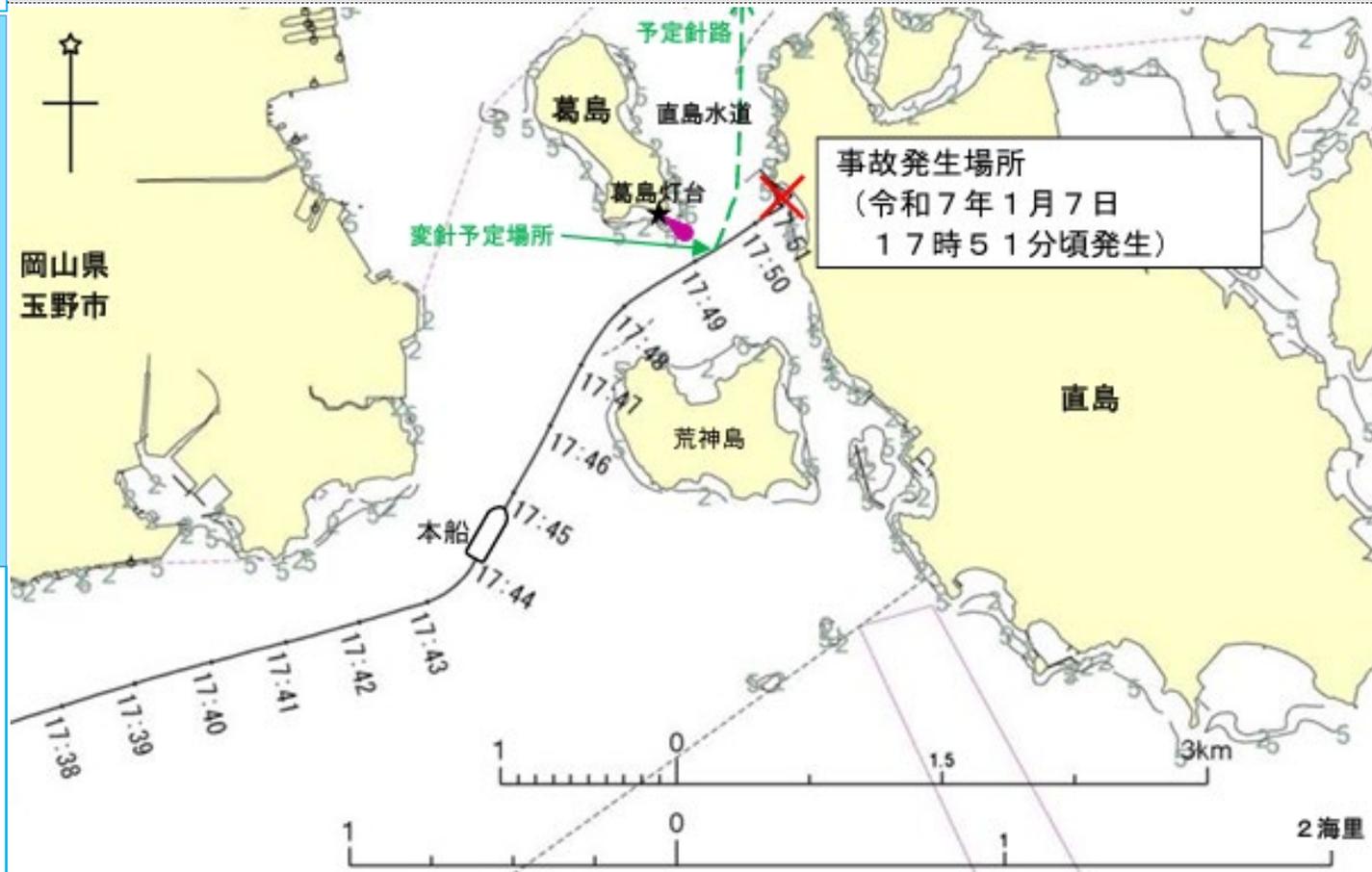
【損傷等】 球状船首外板に亀裂及び凹損、船首部船底外板に凹損

### 《原因・背景等》

- ◎ 夜間、一人で船橋当直についていた船長が、直島水道を手動操舵で北東進中、急に強い眠気に襲われて居眠りしたため、適切な時期に変針することができず、直島北西方沖の浅所に乗り揚げた
- 船橋航海当直警報装置が、船橋の左舷前部の天井に設置されていたが、船長が居眠りしたと考えられる時間が約3分程度であり、同警報装置の探知時間より短かったことから、警報を発しなかった
- 船長は、本事故当日、約3時間の睡眠で、荷役の監視や航海当直を継続して行っていたことから、疲労が重なり、急に強い眠気に襲われて居眠りした
- 船長は、ふだん眠気を感じた際、船橋内を歩く等の眠気を払拭する措置を採っていたが、本事故時は、急に強い眠気に襲われ、すぐに居眠りしたことから、眠気を払拭する措置を採ることができなかった

### 《再発防止策》

- (1) 航海当直者は、眠気を感じていなくとも、十分な睡眠がとれず、疲れがある場合、急に強い眠気に襲われて居眠りすることがあるため、他の乗組員と航海当直を交替等すること
- (2) 船長は、狭水道等を通航する場合、十分な睡眠がとれず、疲れがあると急に強い眠気に襲われて居眠りすることがあるため、複数人での航海当直体制とすること
- (3) 船長は、航海計画を検討する場合、自身及び乗組員の睡眠時間、体調等を考慮の上、航海当直者に無理な負担がかからない計画とすること



航行経路図

\* 本調査報告書は、R8.2.19に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい